

「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の策定について

平成27年2月 こども未来課

1 計画の概要

(1) 策定趣旨

現行の「やまぐち子どもきららプラン21」を見直し、来年度から本格施行となる「子ども・子育て支援新制度」の推進に関する計画と一体となった、今後の子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本指針となる「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定する。

(2) 位置付けと役割

- ・「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」の分野別計画
- ・子育て文化創造条例第12条に基づく計画（必置）
- ・次世代育成支援対策推進法第9条に基づく計画（任意）
- ・子ども・子育て支援法第62条に基づく計画（必置）

(3) 期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

2 素案に対する意見

(1) 審議会

別紙（資料1-2）のとおり

(2) パブリックコメント（H26.12.26～H27.1.23）の実施結果

ア 意見の件数

14件

イ 意見の内容と県の考え方

計画の基本的な考え方を変更する内容のものはなかった。

主な意見の内容	意見に対する県の考え方
子育てや少子化の状況は地域によって異なることから、地域別の対応を検討した方が良い。	施策推進に当たって、市町と連携を密にして、その実情に合わせた取組を進めていく。
企業の労働環境について、企業への広報や指導、従業員とその家族への広報を検討してもらいたい。	施策推進に当たって、一層の広報等に努めていく。

3 具体的な取組

7つの施策体系に基づき、社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組など、子育て支援・少子化対策に関する具体的施策を総合的に推進する。

※ 拡又は新は、チャレンジプランにおける重点施策の取組

1 子育て文化創造に向けた気運の醸成	→	<p>新 「やまぐち子育て連盟」による取組(32)</p> <p>新 結婚から子育てに係る切れ目ない支援(32) など</p>
2 保健医療サービスの充実と健康の増進	→	<p>拡 周産期医療や不妊治療対策等の充実(33)</p> <p>拡 小児医療体制の充実(33)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親と子の健康づくりの推進 ・ 子どもに対する食育の推進 ・ 障害児支援の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
3 子育て家庭への支援の充実	→	<p>拡 多子世帯への支援等子育て家庭の負担軽減(32)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育ての情報提供・相談機能の充実 ・ ひとり親家庭の自立支援の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
4 子どもの学習環境の整備充実	→	<p>拡 きめ細かな指導体制など学校教育の充実(37, 38, 40)</p> <p>拡 地域協育ネットなど地域の教育力の向上(35)</p> <p>拡 若者の自立に向けた就職支援(42)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭教育支援の充実 <p style="text-align: right;">など</p>
5 職業生活と家庭生活との両立支援	→	<p>拡 男性の育児参加の促進等の職場環境づくり(41)</p> <p>新 新制度に基づく幼児期の教育・保育の充実(32, 40)</p> <p>拡 地域子ども・子育て支援の充実(32) など</p>
6 地域における子育て支援の充実	→	<p>拡 子育て支援拠点等における仲間づくりの支援(32)</p> <p>拡 通学路の安全対策など生活環境の整備(59)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援ネットワークの形成 ・ 子どもの居場所づくりの推進 <p style="text-align: right;">など</p>
7 子どもの安全確保と健全育成	→	<p>拡 福祉総合相談支援センター設置など子どもを守る地域ネットワークの充実(34)</p> <p>拡 里親の普及など社会的養護体制の充実(34)</p> <p>拡 インターネット有害環境から子どもを守る対策の強化(58, 59)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母親クラブの地域活動など児童の健全育成 <p style="text-align: right;">など</p>

4 数値目標

(1) 主な数値目標

チャレンジプランとの整合を図りながら、60程度の数値目標を設定

主 な 指 標		単位	現 状 (年度)	目標数値(年度)
県民運動サポート会員登録数		団体	305 (H25)	380 (H31)
「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数		社	632 (H25)	830 (H29)
延長保育		か所	224 (H25)	246 (H31)
病児・病後児保育		か所	21 (H25)	35 (H31)
地域子育て支援拠点		か所	142 (H25)	150 (H31)
放課後児童クラブ	実施施設数	か所	336 (H25)	408 (H31)
	受入児童数	人	11,345 (H25)	15,551 (H31)
高校生の就職決定率		%	99.0 (H25)	100%に近づける (H29)
里親委託率		%	15.1 (H25)	20.6 (H31)

(2) 幼児期の教育・保育の需給見込み

- 保育（保育所等）は、計画期間当初は潜在ニーズを満たしていないが、平成29年度末には、概ね供給が上回る見込み
- 教育（幼稚園等）は、計画期間当初から、供給が需要を上回る見込み

《参 考》

(単位：人)

区 分	H25年度実績		H27年度			H31年度		
	教育	保育	教育	保育		教育	保育	
				3～5歳	0～2歳		3～5歳	0～2歳
① 需 要 (潜在ニーズ含む)	(在園児数)		16,457	28,244		15,205	26,609	
	16,395	26,859		16,564	11,680		15,690	10,919
② 供 給 (施設利用定員)			20,790	27,271		19,799	29,249	
				16,752	10,519		17,351	11,898
② - ①	-	-	4,333	△973		4,594	2,640	
				188	△1,161		1,661	979

5 今後のスケジュール

- 27年 2月 子育て文化審議会 (最終案の審議)
 3月 県議会環境福祉委員会 (")
 策定・公表

「やまぐち子ども・子育て応援プラン」の構成（案）

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化や子ども・子育て支援新制度の本格施行等を踏まえ、現行の「やまぐち子どもきららプラン21（次世代育成支援後期行動計画）」を見直し、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための計画を策定

2 計画の性格と役割

子育て文化創造条例第12条に基づく計画、子ども・子育て支援法第62条及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく県計画として位置付け

3 計画の期間

平成27年度(2015年度)～31年度(2019年度)までの5年間

第2章 計画の目指す方向

1 基本目標

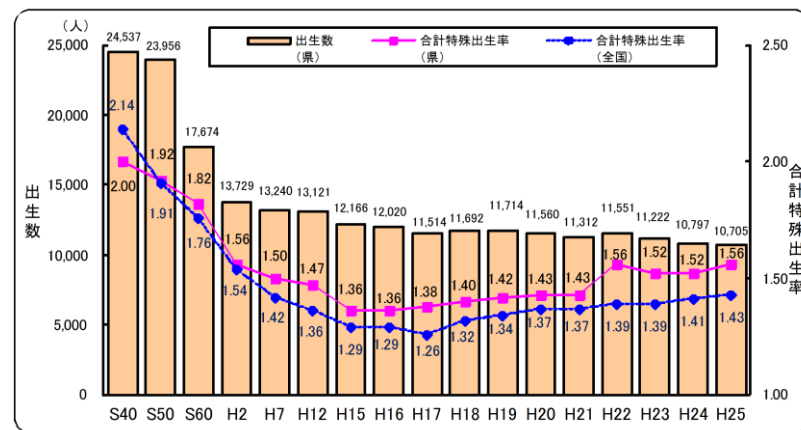
やまぐち子育て文化の創造

2 施策推進の基本的な方向

- 家庭・学校・企業・地域等において、連携を図りながら、積極的に施策を推進
- 結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のないきめ細やかな施策を推進
- 地域の特性や県民の多様なニーズを踏まえ利用しやすいサービスの提供に向け、利用者の視点に立った施策を推進

3 子どもと家庭を取り巻く環境の変化

(1) 出生数の減少



- (2) 少子化の原因と背景
- (3) 少子化の影響
- (4) 県民意識調査の結果 など

第3章 子育て支援・少子化対策の具体的な施策展開

1 子育て文化の創造に向けた気運の醸成

社会全体で結婚、妊娠・出産及び子育てについて、切れ目のない支援を行うための気運の醸成

- (1) 社会全体で子どもや子育てを支える気運の醸成
- (2) 結婚、妊娠・出産、育児に係る切れ目のない支援の推進

2 保健医療サービスの充実と健康の増進

子どもの成長過程に応じた保健、医療サービスの充実や家庭における健康づくりなどの推進

- (1) 親と子の健康づくりの推進
- (2) 食育の推進
- (3) 周産期医療等の充実
- (4) 小児医療等の充実
- (5) 障害児支援の推進

3 子育て家庭への支援の充実

子育てに関する情報提供・相談や経済的支援など、子どもを産み育てる者の負担の軽減

- (1) 子育ての情報提供・相談機能の充実
- (2) 子育て家庭の負担の軽減
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

4 子どもの学習環境の整備充実

家庭教育・学校教育の充実や地域の教育力の向上を図るなど、学習環境の整備充実の推進

- (1) 家庭教育支援の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 地域の教育力の向上
- (4) 若者の自立に向けた就職支援

5 職業生活と家庭生活との両立支援

出産や子育てしやすい職場環境づくりを進めるとともに、保育サービスの充実等を推進

- (1) 子育てしやすい職場環境づくり
- (2) 幼児期の教育・保育の充実
- (3) 地域子ども・子育て支援の充実

6 地域における子育て支援の充実

地域のネットワークづくりや子育てに配慮した生活環境の整備など、地域における子育て支援の充実

- (1) 子育て支援ネットワークの形成
- (2) 子どもの仲間づくりの支援
- (3) 子どもの居場所づくりの推進
- (4) 子育てに配慮した生活環境の整備

7 子どもの安全確保と健全育成

児童虐待防止対策や児童養護施設等における支援の充実、不登校やいじめ等への対応など、子どもの安全確保と健全育成の取組を推進

- (1) 子どもを守る地域ネットワークの充実
- (2) 社会的養護体制の充実
- (3) 児童の健全育成
- (4) 子どもの安全確保

数値目標

計画に基づく施策の着実な進行を図るため、数値目標を設定する。

《数値目標例》

- ・地域子ども・子育て支援事業実施施設数（延長保育、一時預かり等）
- ・子育て家庭応援優待協賛事業所数
- ・「やまぐち子育て応援企業宣言」届出企業数 など

第4章 教育・保育の確保方策等

- 1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
- 2 認定こども園の設置目標
- 3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

国や市町をはじめ、県民、事業者、民間団体等と相互に連携・協力し、施策の着実な推進を図る。

2 計画の点検・評価

毎年度、計画の進捗状況の点検、評価を行い、計画達成に向けた適切な対応を行う。